平成２２年（フ）第２８号
沖縄県石垣市字新川88番地
債務者　宮良　　彰
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第１８６８号
名古屋市千種区自由ケ丘１丁目16番１―502号　西田代荘
債務者　加藤　智子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６６７号
愛知県あま市七宝町下田江東本町48番地３
債務者　滝口　博美（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３７号
神戸市垂水区神陵台１丁目１番23―940号
債務者　赤帽ナカタキ運送こと　中瀧　利治
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４３号
神戸市東灘区甲南町４丁目６番10号―210号
債務者　吉田富明こと　吉田　　清
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８４号
神戸市北区有野台６丁目21番Ｂ35棟503号
債務者　佐藤ひろみ
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２８号
神戸市長田区庄田町４丁目１番６号、従前の住所神戸市長田区野田町７丁目７番７―301号
債務者　美・飾食登世吉こと　今井　仁思
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１１号
神戸市中央区下山手通７丁目18番１―407号、従前の住所神戸市中央区相生町５丁目10番21―308号
債務者　シューズ・Ｎａｋａｏｋａこと　中岡　兼彦
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４２号
神戸市中央区下山手通７丁目18番１―407号、従前の住所神戸市中央区相生町５丁目10番21―308号
債務者　中岡　糸美
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５６号
神戸市長田区戸崎通３丁目７番13号アネックス戸崎201号、従前の住所神戸市長田区長田天神町６丁目５番１―924号
債務者　中村　利信
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６７号
神戸市北区南五葉２丁目４番16―504号
債務者　牛尾　聖子（旧姓友成）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７７号
神戸市北区有野町有野768番地の２前田ハイツＡ―101号
債務者　金澤純子こと　金　　玉年
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６９号
兵庫県伊丹市鴻池４丁目11番３―303号、前住所大阪府門真市大倉町24番18号
債務者　引地裕美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３７５号
兵庫県宝塚市栄町３丁目９番30―1206号、前住所兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目５番１―604号
債務者　大村　廣子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３８４号
兵庫県宝塚市口谷西３丁目２番７号、前住所兵庫県西宮市段上町４丁目２番６号
債務者　坂根　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３９０号
兵庫県川西市花屋敷１丁目12番３―Ａ209号
債務者　大槻　幸雄
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３９１号
兵庫県川西市花屋敷１丁目12番３―Ａ209号
債務者　大槻恵美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部